

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
エクアドル	ペナビ県における博物館免震機材整備計画のため必要な生産物及び役務の購入 日本国政府との間の交換公文	ペナビ県における博物館免震機材整備計画を実施する	123,000千円 2025.12.31まで	2022.4.18 キトで (同日)	日本側 森下敬一郎在エク アドル大使 エクアドル側 シヤス外務・移民大臣代 理	2022.6.15 216号

- (注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。